



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1292	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課)..... 1
1293	〃	( 〃 )..... 1
1294	〃	( 〃 )..... 2
1295	一般競争入札による落札者の決定	(障害福祉課)..... 2
1296	木材業者等の登録の変更	(林業振興課)..... 3
1297	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課)..... 3
1298	公共測量の実施	(技術調査課)..... 4
1299	公共測量の終了	( 〃 )..... 4

### ○ 公告

	二級河川有田川水系河川整備計画の策定	(河川課)..... 4
--	--------------------	--------------

### ○ 監査公表

	監査公表第22号	..... 12
--	----------	----------

## 告 示

### 和歌山県告示第1292号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成27年12月28日まで縦覧に供する。

平成27年11月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 申請年月日

平成27年10月27日

#### 2 名称

特定非営利活動法人プレイス

#### 3 代表者の氏名

高田英亮

#### 4 主たる事務所の所在地

和歌山県紀の川市貴志川町長山1651番地

#### 5 定款に記載された目的

この法人は、地域に住む障害者に対して、就労継続支援B型事業の運営に関する事業を行い、その活動を通して社会性をはぐくみ、生活の訓練を行うことで、地域社会での生活を支え、誰もがいきいきと生活ができる社会作りに寄与することを目的とする。

### 和歌山県告示第1293号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったの

で、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成27年12月28日まで縦覧に供する。

平成27年11月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成27年10月27日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山IT教育機構

3 代表者の氏名

釜中甫干

4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市新庄町3353番地の9 和歌山県立情報交流センター内

5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県民に対してコンピュータソフトウェア技術者を育成するための事業を行い、和歌山県内のコンピュータ関連社会の発展とそれを活用した地域経済の発展に寄与することを目的とする。

---

**和歌山県告示第1294号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成28年1月4日まで縦覧に供する。

平成27年11月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成27年10月29日

2 名称

特定非営利活動法人ハートツリー

3 代表者の氏名

松下泰子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市高雄一丁目3番27号

5 定款に記載された目的

この法人は、不登校の子どもたちやひきこもりの青年たちをはじめ困難な課題を抱える青年たちがそれぞれの課題を克服し、自立への道を歩みだせるよう様々な支援を行う。

---

**和歌山県告示第1295号**

平成27年度（特別）児童扶養手当システム開発及び導入業務委託について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年11月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

平成27年度（特別）児童扶養手当システム開発及び導入業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課  
和歌山市小松原通一丁目1番地

3 落札者を決定した日

平成27年9月16日

4 落札者の氏名及び住所

富士通エフ・アイ・ピー株式会社和歌山支店  
和歌山市黒田一丁目1番19号

5 落札金額

46,067,400円（うち消費税及び地方消費税の額3,412,400円）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成27年8月7日

和歌山県告示第1296号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第4条第1号に掲げる事項の変更について次のとおり届出があった。

平成27年11月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録者の氏名又は名称	変更事項	新	旧	変更年月日
本宮町森林組合	代表者の氏名	代表理事組合長 栗須詳三	代表理事組合長 杉山栄一	平成 27.10.20

和歌山県告示第1297号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年11月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局地域振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第1298号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき御坊市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成27年11月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路3次元データ計測）
- 2 作業期間 平成27年10月23日から同年12月25日まで
- 3 作業地域 和歌山県御坊市の一部

## 和歌山県告示第1299号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局紀伊山地砂防事務所長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成27年11月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 平成27年3月30日から同年8月30日まで
- 3 作業地域 和歌山県田辺市の一部及び西牟婁郡上富田町の一部

## 公 告

## 公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、二級河川有田川水系河川整備計画を次のように定めたので、同条第6項の規定により公告する。

平成27年11月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## はじめに

「有田川水系河川整備計画」は、長期的な整備の方針として平成21年3月に策定された「有田川水系河川整備基本方針」に沿って、今後概ね20年で計画的に実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示した計画である。

有田川水系では、過去から幾度となく洪水被害に見舞われ、特に、昭和28年7月には過去最大規模の洪水により有田川全域で未曾有の被害が発生していることから、将来的にはこれと同規模の洪水に対応することとしている。

しかしながら、有田川ではいまなお、堤防整備や河道断面の確保等が必要な区間が多く残されていることから、本計画では、築堤等の堤防整備については昭和28年7月洪水に対応し、河道掘削については昭和50年8月洪水等と同規模の断面とすることで、早期に一定の整備効果を発現させることとしたものである。

なお、本計画は、社会状況、自然環境及び河道状況等の変化や、新たな知見等により見直しの必要が生じた場合は、適宜見直しを行うものである。

## 第1章 有田川水系の流域及び河川の概要

## 1.1 流域の概要

## 1.1.1 地形

ありだがわ とうやさんようりゆうざん むろかわだにがわ  
有田川は、その源を高野山楊柳山（標高1008.5m）に発し、南西に流路をとりながら室川谷川、ゆかわがわ よむらがわ しゅりがわ かなや はやつまだにがわ  
湯川川、四村川、修理川等の支川を合わせ、金屋地点付近において早月谷川を合わせてから流向を

西に転じて紀伊水道に注ぐ、流域面積 467.8km<sup>2</sup>、幹川流路延長約 94km の二級河川である。

有田川水系の上流域は東に紀伊山地、北に長峰山脈、南に白馬山脈と標高 800m～1000m 級の山々に囲まれ、中流域は西へ有田川が蛇行しながら流れ、その流路に沿って河岸段丘が形成されている。下流域では有田川沿いに沖積平野が形成されている。

河床勾配は、金屋橋上流では 1/100 程度の急勾配、金屋橋より下流では 1/500 程度の比較的緩やかな勾配となっている。また、河口から約 5km は感潮区間となっている。

### 1.1.2 地質

流域の地質は、中・上流域は、おもに砂岩・泥岩の互層からなり、緑色片岩及び黒色片岩が帯状に分布する。下流域は有田川沿いに未固結堆積物の礫層が広がり、部分的に砂層・泥層がみられる。

### 1.1.3 気候

流域の気候は、瀬戸内気候区に属する。流域のほぼ中央に位置する清水観測所では、年平均気温は 14℃程度、年降水量は約 2,000mm となっており、我が国の年平均降水量をやや上回っている。

### 1.1.4 歴史・文化

有田川流域は、その上流に弘法大師空海が修行の場として開いた高野山があり、有田川沿いに高野有田街道が開かれたことを始まりとして、人々の生活が形成された地域である。下流域には平安時代より熊野三山に参詣する人々が通った熊野古道があり、1200 年以上たった今も、古道周辺には歴史的な遺産が数多く存在している。

有田川上流域にある「あらぎ島」は、有田川の蛇行により形成された扇状の棚田で、農林水産省により「日本の棚田百選」に認定されている。

また、有田川沿いには、「遠井キャンプ場」等の数多くのキャンプ場や温泉があり、アユ釣りやフルーツ狩りとともに、訪れた人々は豊かな自然を満喫できる。

有田川流域はその長い歴史から、国指定重要文化財である「浄妙寺多宝塔」等の多くの文化財が流域内に存在し、「雨錫寺阿弥陀堂」で行われる「杉野原の御田舞」等の貴重な民俗行事も数多く傳承されている。

有田川の鵜飼は、「徒歩漁法」と呼ばれ、鵜匠が舟を用いずに 1 羽の鵜と共に川の中を歩きながらアユを捕っていく伝統的な漁法で、県の無形民俗文化財に指定されている。

有田川周辺では、400 年以上の歴史をもつミカンの産地ならではの「オレンジマラソン大会」(昭和 46 年から開催)や江戸時代の豪商紀伊国屋文左衛門の名にあやかった「紀文まつり」(昭和 55 年から開催)等のイベントが毎年催されている。

### 1.1.5 土地利用

有田川流域の土地利用は、山林が約 83% を占め、大部分がスギ・ヒノキの植林となっており、自然林は非常に少ない。その他の土地利用は、宅地が約 3%、水田・畑が約 14% となっており、有田川沿川は水田や畑として利用されていたが、近年は宅地化が進行している。

### 1.1.6 人口

有田川流域関連市町である有田市、有田川町、かつらぎ町及び高野町の 1 市 3 町の人口は減少傾向にあり、平成 22 年の人口は約 80,000 人となっている。世帯数については、微増傾向を示すが、平成 22 年は平成 17 年に比較して減少した。

### 1.1.7 産業

有田川流域関連市町である有田市、有田川町、かつらぎ町及び高野町の 1 市 3 町の第一次産業の就業者は、昭和 45 年において最も多かったが、その後は第二次産業就業者人口とともに減少傾向を示し

ている。一方、第三次産業の就業者数は増加傾向を示している。

平成 22 年の就業者別人口の割合は、第一次産業が 22.5%、第二次産業が 23.2%、第三次産業が 54.3% となっている。

有田川流域は、温暖な気候に恵まれ、ミカン類、ブドウ及び山椒などの果樹やトマトなどの野菜の栽培が盛んである。特に、「有田みかん」の名は全国的に有名で日本屈指のミカン生産地である。また、山椒は全国一の生産量を誇っている。

また、伝統的地場産業として 100 年以上の歴史がある蚊取線香は、全国の生産高の大部分を占めている。

## 第 2 章 有田川の現状と課題

### 2.1 治水の現状と課題

#### 2.1.1 過去の洪水被害の概要

有田川流域は、過去、集中豪雨、台風などで大きな水害が発生し、甚大な被害を受けてきた。有田川の治水史に残る昭和 28 年災害では、死者・行方不明者あわせて 555 人に達した。

#### 2.1.2 治水事業の沿革

有田川流域では、昭和 28 年の洪水を契機として、災害復旧助成事業として河口から金屋橋までの築堤、掘削等を実施してきた。しかしその後も昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風、昭和 36 年 9 月の第二室戸台風などの洪水で甚大な被害を受け、その都度、護岸等の河道整備が行われてきた。また、昭和 36 年には、有田川総合開発事業の全体計画を策定し、二川ダムの建設に着手し、昭和 42 年に完成した。

昭和 57 年からは河口から金屋橋に至る約 15km の区間を対象に低水護岸の整備など、平成 17 年からは洪水時の堤防への浸透による破堤を防ぐための質的強化を目的とした堤防の整備を継続して実施している。

#### 2.1.3 治水の現状と課題

有田川下流は築堤河川であり、現況の流下能力を上回る洪水が発生した場合には、甚大な被害が予想される。一方、近年局地的な集中豪雨が県内で発生しており、そうした予想を上回る降雨への対応策も急がれる。

こうした背景のもと、有田川では治水安全度を向上させるため、河川整備を進める必要がある。また、整備途上段階や施設能力以上の洪水や整備目標流量を上回るような洪水が発生した場合でも被害を最小限とするため、平成 15 年に洪水予報河川に指定し、平成 25 年 6 月からは洪水予報区間を二川ダム地点まで拡充した。このような洪水予報の的確な実施やハザードマップの拡充支援、自主防災活動の支援などソフト面での対応も重要である。さらに、堤防の背後地には人口や資産が集積している箇所があることから、堤防の弱点箇所を把握した上で、堤防の安全性確保のための強化対策を実施している。

### 2.2 利水の現状と課題

河川水の利用については、農業用水として畑地かんがい 11 件（すべて許可水利）、水田かんがい 36 件（慣行水利 35 件、許可水利 1 件）で約 2,234ha のかんがいに利用されているほか、都市用水として水道用水が 3 件、工業用水が 2 件、雑用水が 1 件の全 6 件（すべて許可水利）、発電用水として 3 件（すべて許可水利）が有田市等で利用されている。塩水の遡上は汐止堰<sup>しおどめせき</sup>までであり、その下流には河川からの取水はない。

渇水については、二川ダム完成以降、昭和 44 年、昭和 53 年、平成 6 年をはじめ、近年では平成 17 年、平成 21 年、平成 24 年、平成 25 年 6 月、8 月にも取水制限などの調整が行われた。

有田川の豊かな水がもたらす、水と緑の豊かな河川環境を確保しながら、これまでも地域の発展に寄与してきた有田川の水利用を維持するためには、水利用の実態を把握し、慣行水利権の許可水利権化を進め、実態に即した効率的な水利用が行われるよう努める必要がある。また、河川の正常な機能を維持するための流量を確保するため、渇水時等においては円滑な調整が行われるよう渇水時の体制確保に努める必要がある。

## 2.3 河川空間利用の現状と課題

### 2.3.1 漁業

有田川水系では、アユ、アマゴ、モクズガニの内水面の漁業権が、また、河口域に海区の漁業権が設定されている。また、伝統漁法の「徒歩漁法」による鵜飼が観光資源となっている。

有田川河口沿岸部は大阪湾からの内海系水と、南からの黒潮分枝流の影響を受けるため、水産資源が豊富で沿岸漁業が盛んである。主な漁獲物としては、タチウオ、シラス、イカ、サバ、アジ、マダイ等で、中でも、タチウオは漁獲量日本一を誇っている。ほかにも歴史ある有田川河口域の「青のり」や水産加工業も盛んとなっている。

### 2.3.2 有田川河口付近不法係留の状況

有田川河口付近は平成 13 年 12 月、環境省選定の「日本の重要湿地 500」に位置付けられ、その湿地には数多くの貴重種が確認されていることから良好な干潟環境が形成されていると言える。

しかしながら、河口付近には不法係留船が多数存在しており、和歌山県では平成 20 年 3 月に「和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」を制定し、不法係留船対策に積極的に取り組んでいる。

### 2.3.3 その他

川幅が広く流れも穏やかであり、水遊びやレクリエーションの活動が盛んである。紀文まつり花火大会をはじめ川を中心とした各種のイベントが開催され、多くの観光客を集めている。

また、有田市宮原町付近の右岸河川敷には「ふるさとの川総合公園」として野球場やテニスコート等が整備され、地域の人々に利用されている。

## 2.4 河川環境の現状と課題

### 2.4.1 水質環境の現状と課題

有田川の水質については、環境基準 A 類型 (BOD2mg/L 以下) に指定されている。水質の経年変化を BOD75% 値で見ると、全川にわたり環境基準である 2mg/L 以下と良好な水質が維持されていたが、近年 BOD75% 値の上昇がみられ、平成 24 年には保田井堰、東川橋地点で基準値を超過しているため、良好な水質を保全する必要がある。

### 2.4.2 動植物の生息・生育環境の現状と課題

有田川の流域内には、高野龍神国定公園、生石高原県立自然公園、じょうもりほこだい城ヶ森銚尖県立自然公園の指定地区があり、四季折々の渓谷美等優れた自然景観を呈している。

#### (1) 植物

感潮域では抽水性のヨシ等が広く分布し、ウラギク、タイワンカモノハシ、アイアシ、シオクグなどの貴重種が確認されている。中下流では、やや広い氾濫原が広がり、植生の被度は高く種類も多い。また、タコノアシ、ツメレンゲなど貴重種も確認されている。

#### (2) 魚類

魚類ではアユが生息している。感潮域ではタビラクチ、トビハゼ、エドハゼ、クボハゼなどの貴重な汽水性のハゼ類が確認されている。中下流域ではヤリタナゴ、イチモンジタナゴなどのタナゴ類が

確認されている。

### (3) 鳥類

下流域では、マガモ、コガモ、ヒドリガモなどのカモ類が多く見られ、中下流域では、ヨシ原をおもな生息場所とするオオヨシキリや魚類等を餌とするカワウやカワセミ、ミサゴ、コサギなどの鳥類が確認されている。

### (4) 底生動物

汽水性の干潟でハクセンシオマネキ、シオマネキなどの甲殻類、コゲツノブエ、イボウミニナなどの巻き貝類など、干潟特有の貴重種が確認されている。

### (5) 河川環境保全・整備に関する現状と課題

有田川では、良好な水環境を基礎に、河川内に豊かな自然が形成されている。下流域では、太平洋独特の大きな潮汐により形成される干潟、中流域には河川の蛇行に伴って形成される瀬と淵、ワンド、たまりのある多様なみお筋環境、土砂移動によって堆積、侵食を繰り返し形成されている砂州とそこに生育する河川特有の植生などが存在する。こうした多様な環境に、多くの貴重な動植物が生息・生育しているため、貴重な自然環境を保全する必要がある。

一方で、在来種の生育・生育環境に影響をおよぼす外来種も多く確認されているが、河川の整備がきっかけでそれらの勢力が拡大することもあるため、外来種の駆除、本来の在来種による環境の復元が必要である。

利用面では、河川の空間を利用したスポーツレクリエーションや散策なども活発である。また、アユを中心とした遊漁は全国的に有名であり、親水性など利用環境にも配慮する必要がある。

### (6) 地域住民との連携の現状

地元自治会を中心として組織される河川愛護会により、草刈りや清掃活動が精力的に行われるなど、地域の河川環境に対する関心は高く、平成 24 年度は、上中島地区河川愛護会が優良河川愛護団体として知事から表彰された。

## 2.5 維持管理に関する現状と課題

有田川の河口から二川ダムまでの区間は洪水予報河川に指定されており、同区間において作成された浸水想定区域図では、有田市市街地の広い範囲で 2m 以上の浸水が予想されている。

このため、治水上極めて重要な本区間の維持管理にあたっては、流下能力の低下の要因となる土砂堆積状況、樹木の繁茂状況および堤防・護岸の強度等河川管理施設の状態を重点的に確認し、異常が認められた場合には早急に対策を行う必要がある。

二川ダムについては、出水や地震等の自然災害に対し、適正なダム操作を行えるよう、ダム本体や諸設備、貯水池周辺の点検及び整備、維持、補修を行う必要がある。

河川維持管理には、地域住民や関係機関との連携・協力が不可欠であることから、その体制づくりを推進するとともに、今後も、自然豊かな環境と河川景観に配慮し、河川美化、水質事故の対応等に努める必要がある。

## 第 3 章 有田川水系河川整備計画の目標に関する事項

### 3.1 有田川水系河川整備計画対象区間

二級河川有田川水系の河川のうち、和歌山県知事が管理する全区間を対象とする。

### 3.2 有田川水系河川整備計画対象期間

本河川整備計画の対象期間は、計画策定から概ね 20 年間とする。

なお、本河川整備計画は、現時点での流域の社会状況、自然状況、河道状況に基づき策定するもの

であり、策定後の状況変化や新たな知見・技術の進歩等によって、適宜、河川整備計画を見直すものとする。

### 3.3 有田川水系河川整備計画の目標に関する事項

#### 3.3.1 洪水による災害の発生防止または軽減に関する事項

有田川では、過去から幾度となく洪水被害に見舞われており、特に、昭和28年7月洪水において、未曾有な被害が発生したため、沿川の安全性を確保するために、二川ダムの建設や河道改修を行う等治水対策を実施してきた。

しかしながら、現在も堤防の整備や河積が十分でないことから、流下能力が不十分な箇所が全川に多く残されており、昭和28年7月と同規模の洪水を安全に流せるようにするには相当の長期間が必要となる。

このため、有田川本川の洪水対策は、将来的には昭和28年7月と同規模の洪水に対応するものとするが、早期に一定の整備効果を発現させるための段階的な整備として、昭和28年7月洪水の次に大きな被害をもたらした昭和50年8月豪雨洪水、昭和57年7月台風10号洪水等と同規模の降雨（2日間雨量308mm）により発生する洪水によって、再度浸水被害が生じることを防ぐよう治水安全度の向上を図る。

また、平成23年9月台風12号洪水は、2日間雨量としては極端に大きな規模となるが、長時間にわたる降雨であり、短時間の降雨は大きくなかったため、被害の規模としては昭和50年8月豪雨洪水等に比べ小さいものとなっている。

今後発生の可能性が高いと言われている東南海・南海地震等による津波から安全に避難し、人的被害を防ぐことを目標として、高潮対策と併せた津波対策を実施する。

また、整備途上段階や施設能力以上の洪水や整備目標流量を上回るような洪水や津波が生じた場合にも被害を最小限に抑えるため、情報連絡体制および警戒避難体制の整備、洪水ハザードマップの拡充支援、津波ハザードマップの活用等、総合的な被害軽減対策に努める。さらに、堤防点検を継続して行い、必要な場合、堤防の安全性確保のための強化対策を実施する。

#### 3.3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、今後とも必要な流量を確保されるよう関係機関との連携を図る。また、渇水時の被害を最小限に抑えるため、円滑な渇水調整が図られ、また、関係者に適切な情報提供が行われるように、関係機関及び利水者との連携を強化する。

#### 3.3.3 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境に関しては、豊かな川の流れに育まれてきた多様な動植物の生息・生育及び繁殖の環境に配慮しつつ、流域の歴史や地域文化と有田川が持つ役割を保全し、周辺の景観との調和を図り、良好な河川環境及び景観の保全と維持に努める。

河川改修を行う際には、できるだけ影響の回避、低減に努め、良好な河川環境の維持に努める。上下流の連続性に配慮しつつ、魚類等の水生生物の移動経路の維持、多様な動植物が生息・生育できる河川環境の保全に努める。外来種については、関係機関と連携して、移入回避や必要に応じて駆除等を実施する。

水質については、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境を考慮し、下水道整備等の関連事業や関係機関との連携・調整及び地域住民との連携を図りながら、良好な水質の保全に努める。

良好な景観の維持・形成については、有田川の歴史的空間や「あらぎ島」に代表される美しい景観資源の保全と活用を図るとともに、治水や沿川の土地利用状況などと調和した水辺空間の維持・形成に努める。

地域住民の憩いの場としてイベントやリクリエーション等に利用されることを踏まえ、有田川流域の歴史、文化や河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、住民参加による河川清掃、河川愛護活動を推進する。

#### 第 4 章 河川の整備の実施に関する事項

##### 4.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

###### 4.1.1 治水を目的とする河川工事

計画区間について河川改修を行うことにより、有田川流域に大きな被害をもたらした昭和 50 年 8 月豪雨洪水、昭和 57 年 7 月台風 10 号洪水等と同規模の降雨(2 日間雨量 308mm)により発生する洪水を、二川ダムで 700m<sup>3</sup>/s の洪水調節を行い、基準地点金屋で流量 3,500m<sup>3</sup>/s を安全に流下させるものとする。

河川整備の実施にあたっては、自然環境や周辺景観に十分配慮し、地域住民や関係機関等と調整・協議し行う。また、堰等の改築については、施設管理者と調整のうえ決定する。

河川整備の実施に際しては、河積の確保のため築堤や河床掘削等を行う。また、河道は必要に応じて拡幅するとともに、河道の横断形は現在の形状を踏まえ、みお筋による平常時の水深確保や植生等による変化に富んだ水際など、生態系にとって良好な、環境に配慮した整備を行う。さらに、堤防防護と河道の安定を図る横断形とする。

なお、築堤等の堤防整備箇所では、昭和 28 年 7 月洪水に対応した堤防高で整備を行うものの、河道掘削については昭和 50 年 8 月豪雨洪水、昭和 57 年 7 月台風 10 号洪水規模の断面とする。また、整備による流出増が下流の安全度に影響を与えることがないように、本支川、上下流および左右岸の治水安全度のバランスを考慮し河川整備を進める。

河川改修の概要は表 3、平面図は図 10、代表横断図は図 11 に示すとおりである。

###### 4.1.2 河川環境の保全を目的とする河川工事

有田川水系においては、河川の自然環境を保全する工事や、景観を保全・改善する工事または利用環境の保全・改善に係る工事をする場合にあっては、地域住民及び関係者の意見を踏まえ実施する。

##### 4.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

###### 4.2.1 河川維持の目的

河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び、河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する環境機能、オープンスペースとしての機能、レクリエーション機能、防災機能等の多面的な機能を十分発揮できるように、具体的な維持管理内容を定めた維持管理計画を策定し、定期的な巡視及び点検を行い、さらに住民とのパートナーシップを維持発展させ適切に管理を行っていくため河川愛護活動を積極的に支援するように努める。また、河川での不法投棄・不法占用等がみとめられる場合は、流域自治体や関係機関と連携し、啓発や指導を行う等適切な処理を行う。

###### 4.2.2 河川維持の種類及び施行の場所

###### (1) 河道の維持

河川の巡視や住民からの情報提供を通して、河道内において、土砂堆積や草木等の繁茂によって川の流れが阻害されないか点検した結果、治水上問題があると判断した場合には、本支川、上下流のバランスを考慮しながら、河床掘削や障害物の除去等による流下阻害対策を行い、洪水や高潮時に河川の疎通機能を十分に発揮できるよう河道断面の維持に努める。

また、計画的に河川工事を実施する区間外においても、必要に応じて局部的な改良工事を実施し、

洪水等により被災した場合には直ちに復旧を行うなど、状況に即した適切な対応に努める。

#### (2) 河川管理施設の維持

堤防、護岸、水門、樋門・樋管、排水ポンプ場、堰、ダム等の河川管理施設については、洪水、高潮等に対して所要の機能が発揮されるよう、平常時の巡視や点検時に施設の損傷、機能不具合等の確認に努め、機能の低下を防止するための修繕、機器の更新（長寿命化等）を行うとともに、施設自体の質的低下を防止するための補修等の対策を行う。また、二川ダムに流入するゴミや流木等については、貯水池に設置した網場により集積し、撤去していく。

#### (3) 許可工作物の指導・監督

堰や橋梁などの許可工作物の新設や改築・修繕等により、治水上の安全性や、流水の正常な機能を損なうことがないように、また、河川環境に配慮して水生生物などの生息環境への影響が最小限となるように許可工作物の管理者への指導・監督を行う。

#### (4) 水量・水質の保全

関係機関との連携のもと、経年的な水位や水質の観測データを収集し、水量や水質の現状を把握するよう努める。

水質については、流入負荷軽減に向け、発生源の対策、河川環境保全の意識の啓発など自治体・地域と協働し、水質の保全に努める。また、水質事故が発生した場合は、関係機関との連携により適切に対処する。

### 4.3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

#### (1) 地震・津波対策

東海・東南海・南海地震等に備え、河川を遡上する津波を防御できるよう必要な対策を講じる。また、今後の地震・津波対策においては、必要に応じ最新の知見を反映し、柔軟に対応していく。

#### (2) 防災情報の充実

異常気象や集中豪雨に見られるような計画規模を上回る洪水が生じた場合には、甚大な被害が予想される。人命、資産などの被害を最小限にとどめるには河川改修による流下能力の拡大の推進などのハード面の整備だけでなく、住民一人ひとりが地域の水防体制の必要性と内容を理解することが重要である。

そのため、降雨時における雨量や水位等に関する情報を幅広く収集し、インターネットや地上デジタルデータ放送で提供していることについて住民周知を図り、確実に情報提供することによって水防活動を支援し、被害の軽減に努める。さらに、災害情報の伝達体制や避難誘導體制の充実、住民の防災意識の向上等のソフト面での防災対策として、関係機関と協力し、浸水情報と避難に係る情報を住民にわかりやすく提供するなど、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、災害時における住民の円滑かつ迅速な避難が行われるよう努める。

#### (3) 支川対策

有田川本川の背水影響がある支川や浸水被害が発生している支川では、浸水状況を踏まえ対策工を検討し、必要に応じ河道改修や支川合流点処理対策を実施する。また、内水被害の軽減についても、市町が実施する内水被害軽減対策と連携し、必要に応じポンプの新設・増設等対策を実施する。

#### (4) 不法係留船対策

有田川河口域は、プレジャーボート等の放置等禁止区域及び重点調整区域に指定されている。今後は、不法係留の規制強化を図るとともに、係留保管施設の整備促進、低利用施設の活用、民間活力の導入等の施策を推進していく。

**(5) 地域住民との協働**

有田川では、河川の特長や地域のニーズを反映させた河川整備の実現を目指し、地域住民との協働の見地から川に対する住民活動の支援を行うとともに、関係機関との連携を強化し、地域に愛され憩いの場となるような川づくりを推進する。また、河川環境を維持するため、地域住民や住民団体が行う美化・清掃活動を継続的に支援する。

**(6) 森林保全**

流域の森林が適正に保全されるように、関係自治体、住民をはじめとする多様な主体が行う森林保全に向けた取り組み等と連携を図り、河川管理者が行う広報活動を通じ周知、啓発に努める。

なお、文章中の図表については省略し、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課、伊都振興局建設部工務課及び有田振興局建設部河港課に備え付け、縦覧に供する。

**監 査 公 表****和歌山県監査公表第22号**

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成27年11月10日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一  
和歌山県監査委員 足 立 聖 子  
和歌山県監査委員 立 谷 誠 一  
和歌山県監査委員 泉 正 徳

**和歌山県職員措置請求に係る監査結果****第1 監査請求****1 請求人**

和歌山県田辺市天神崎2番17号 畑中正好  
和歌山県和歌山市元寺町三丁目27 中北幸次

**2 請求年月日**

平成27年9月2日

**3 請求の内容**

請求人提出の「住民監査請求書」による請求の内容は、次のとおりである。

**(1) 請求の趣旨**

県知事は、2013年度の政務活動費について、森礼子議員（以下「森議員」という。）に対し金38万8千円の損害賠償請求あるいは返還請求をせよとの措置を講じるよう県知事に勧告することを求める。

**(2) 請求の理由****ア 当事者****(ア) 請求人**

請求人らは和歌山県内に居住する住民であり、地方公共団体の不正行為の監視・是正活動を行っている市民オンブズマンわかやまの構成メンバーである。

**(イ) 森議員**

同人は、現職の和歌山県議会議員であり、2013年度に受領した政務活動費を違法・不当に支出している相手方である。

## イ 政務活動費(公金)の受領及び支出

森議員は、2013年度に、地方自治法第100条第14項から同条第16項及び和歌山県政務活動費の交付に関する条例第5条の規定に基づき受領した政務活動費から、政務活動費としてはおよそ充てることができるモンゴル調査経費に支出した。

## ウ 政務活動費を充てることのできないモンゴル調査経費

## (ア) 海外視察の判断基準

森議員が政務活動費から支出しているモンゴル調査などの海外視察について、東京高裁平成25年9月19日判決(山梨県議会の平成21年度及び同22年度政務調査費に関する控訴審判決)は、「観光・レクリエーション目的の旅行や調査目的が明確ではない海外調査など、客観的にみて、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることに資するものでない行動に要した費用等に政務調査費を用いることは、違法であるというべきである。」と判示している。なお、当該判決は最高裁を経て既に確定している。

上記判例は極めて妥当な判決であり、本件のモンゴル調査の判断基準とするのが相当である。

本件条例が政務活動費を充てることのできる経費とする「調査研究費」の内容は、「県の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費」と定めており、かつ、政務活動費の手引には、充実に適さない経費の例示として、①私的任用による観光、レクリエーション、旅行に要する経費、②宿泊費の一部として充当する夕食・朝食以外の食糧費などとし、海外調査費については、①明確な調査目的と必要性に基づく合理的な日程とする、②旅行会社等から詳細な見積書を徴収し、算定の基礎を明確にする、③日程中に政務活動以外の活動が含まれる場合は、当該経費を明確に控除する、と定めており、上記山梨県の定めと同旨であるから、この点でも、上記判例は本件の判断基準とするのが相当である。

そして、上記判例は、上記判断基準に基づき、視察の客観的な実体を認定し、その解明を行うとともに、客観的に調査研究の実質(議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることに資するもの)の存否の解明を行い、実質的には視察に名を借りた観光中心の私的旅行と断じている。

したがって、本件モンゴル調査についても、海外視察の客観的な実体から、客観的に公金を充てることのできる調査研究の実質(議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることに資するもの)が備わっているか否かを判断すべきである。

## (イ) モンゴル調査の違法・不当

森議員のモンゴル調査に関する内容について、公文書開示請求により公開された収支報告書及びその添付資料、森議員のホームページ、新聞報道等の情報では、公金を使途する以上、本来、県民に説明されるか公にされるべきであるといえるモンゴル調査の明確な目的と必要性、モンゴルでの調査研究先、日程、経費の算定基礎などが分かりかねたので、請求人が所属する「市民オンブズマンわかやま」として同議員に対し、公開質問を行った。同公開質問は、回答期限を7月5日としていたが、現在に至るも何の連絡もなく回答もない。公金を使途した以上、説明することが当然であると思料できる質問に回答がないことは、質問に対する回答を持ち合わせていないからだと推測されてもやむを得ないというべきである。それ故、上記の内容から、モンゴル調査が政務活動費(公金)を充てるにふさわしい海外視察であったか否かを判断せざるを得ない。

そうすると、視察目的が明確とはいえない上に、モンゴルを視察することの必要性に関することを何ら窺うことができず、その必要性は見いだせない。また、視察の具体的な行先、日程、経路等の具体的なことは何ら窺うことができず、日程等が合理的であったと解することはできない。かつ、調査研究の具体的なことについても何ら窺うことができず、調査研究を伴った視察旅行であったと解することはできない。さらに、経費の内訳も何ら窺うことができず、合理

的かつ妥当な経費であったと解することもできない。

したがって、本件モンゴル調査には、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るという政務活動費の制度趣旨に合致した調査研究の実質が見いだすことができず、本件モンゴル調査の経費に政務活動費を支出することは全て違法・不当である。

エ 森議員の不当利得と県の損害

上述したとおり森議員は、2013年度のモンゴル調査費38万8千円について、政務活動費から違法・不当に支出し、もって、同金額を不当に利得しており、県は、同等額の損害を被っている。

オ 仁坂吉伸知事の怠る事実

仁坂吉伸知事は、県が被っている上記損害の回復を図る返還請求権等を有しているにもかかわらず、今日に至るもその権限を何ら講じず違法に怠っている。

カ 結論

よって、請求の趣旨記載の勧告を求め、法第242条第1項に基づき、別紙事実証明を添付の上、請求する次第である。

(3) 添付された事実証明書

- ア 収支報告書とモンゴル調査に関する添付資料
- イ 修正収支報告書とモンゴル調査に関する添付資料
- ウ 公開質問状(市民オンブズマンわかやま作成)
- エ 森議員のモンゴル調査に関するホームページ掲載部分
- オ 朝日新聞スクラップ
- カ 毎日新聞スクラップ
- キ 「星礼会」の収支報告書抜粋とモンゴル調査に関する添付資料
- ク 政務活動費の手引・抜粋

第2 住民監査請求書の受理

本件請求は、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成27年9月3日に受理を決定した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求内容を勘案し、本件政務活動費の返還請求を行っていないことが、法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」に該当するのかを監査の対象とした。

2 監査対象機関

議会事務局

3 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成27年9月14日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、同条第7項の規定に基づき、関係機関の職員の立会いを認めた。

請求人からは、本県議員の政務調査費(平成14年度から同17年度分及び同18年度分)に関する返還訴訟判決及びモンゴル観光ツアー募集企画書(本件海外調査に関する企画書ではなく一般的なモンゴル観光旅行の内容が分かる資料)が証拠書類として提出されるとともに、住民監査請求書に補足して、「政務活動費の本質(趣旨・目的)と判断基準等」及び「モンゴル調査費に政務活動費を充てることの違法・不当」について陳述があった。

4 関係人調査の実施

森議員に対し、法第199条第8項の規定に基づく関係人調査を実施した。

第4 監査の結果

1 主文

本件請求は、理由がないため棄却する。

2 事実関係の確認

本件モンゴル調査に関する政務活動費38万8千円について、森議員から全額返還の申出があり、平成27年10月29日付けで当該金額が県に納入されていたことを確認した。

第5 監査委員の判断

本件政務活動費については、既に森議員から県に全額返還されており、知事が違法若しくは不当に財産の管理を怠っているという本件請求に理由はないと判断する。